

○大分市生活安全推進協議会規則

平成11年3月24日
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市生活安全条例(平成11年大分市条例第3号)第5条に規定する大分市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

1 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、市民部生活安全・男女共同参画課において処理する。

(平20規則19・令2規則22・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第19号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第22号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。